

東京都北区自立支援協議会設置要綱

20北福障第4204号

平成21年3月6日区長決裁

(設置)

第1条 障害者（障害児を含む。以下同じ。）への支援体制を整備するとともに、障害者に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、東京都北区自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 障害者への支援体制の整備
- (2) 障害者への支援体制に関する課題の検討
- (3) 北区障害者計画の改定
- (4) 北区障害福祉計画及び北区障害児福祉計画の策定
- (5) 北区障害者計画、北区障害福祉計画及び北区障害児福祉計画の進捗状況の把握及び評価
- (6) その他協議会の運営に関し区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する委員30人以上をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 北区障害者団体連合会が推薦する者
- (3) 区内に所在する指定相談支援事業者
- (4) 地域住民代表
- (5) 保健医療関係代表
- (6) 教育・就労関係代表
- (7) 北区議会議員
- (8) 北区社会福祉協議会が推薦する者
- (9) 健康福祉部長
- (10) 健康福祉課長
- (11) 障害者福祉センター所長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長は、学識経験者である委員の中から区長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させて意見を聴くことができる。

3 委員は、会議で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(除斥)

第7条 委員は、審議内容に利害関係のあるときは、その議事に加わることはできない。ただし、協議会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

(専門部会)

第8条 協議会は、第2条に規定する協議事項について、調査、研究等を行うため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の指名する部会委員をもって組織する。

3 部会委員は、会議で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年3月10日から施行する。

付 則 (平成24年5月31日区長決裁24北福障第1674号)

1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

2 北区障害者施策推進協議会設置要綱(12北福地第824号平成13年1月24日区長決裁)は廃止する。

付 則 (令和2年11月6日区長決裁2北福障第3666号)

この要綱は、令和2年11月6日から施行する。